

国土交通省規制改革の総点検の結果について

平成18年3月
国土交通省

1. 規制改革については、社会経済情勢の変化に的確に対応して、国民生活の質を向上させ、経済の活性化を図るという観点から、絶えず見直しを行ってきたところであるが、昨年11月の大臣の指示により、国土交通行政に関わる規制改革の総点検を実施することとした。
2. 今回の総点検は、政府全体の構造改革特区、規制改革に対する民間等からの提案のうち「対応できない」とした項目や、これ以外でホームページ等の問い合わせ窓口等において受け付けた規制改革提案等のうち実現していないものなどを対象とした。
3. 事務次官以下の各局長等から成る「国土交通省規制改革総点検本部」を設置して、主に以下のような視点から総点検を行った。
 - ・ そもそも国が基準等を設け、社会経済活動、地方行政等に関与する必要があるか。
 - ・ 規制を行うメリットはあるにしろ、より大きな国民的経済的な視点で捉えればデメリットの方が大きいのではないか。
 - ・ 従来対応不可としてきたが、社会経済情勢の変化等に伴い、規制を見直すべきではないか。
 - ・ 規制以外の他の行政手段等により、同じレベルの行政目的を達成しうるのではないか。
4. 総点検の結果は、以下のとおり。
 - ① 新たに対応することとしたもの 55件(別紙1)

[主な例](※は今通常国会に法案を提出しているもの)

- ・ 通訳ガイド制度の改善を図るため、他の試験に合格した者に対する通訳ガイド試験の筆記試験の一部試験科目の免除等通訳ガイド試験制度の見直しを行う。(総合観光政策審議官関係 別紙1「A-2~4」)
- ・ 身近な水路等に水を流すことにより水質浄化、親水性や景観等の改善をしたいという住民、地域のニーズに積極的に応えるため、環境用水を目的とした水利使用許可の取り扱い基準を新たに策定し、明確化する。(河川局関係 別添1「A-11」)
- ・ 自転車の駐車対策を行うことにより、歩行者等が利用しやすい道路環境を確保するため、道路占用制度による路上自転車駐車場の設置を可能とする。(道路局関係 別紙1「A-12」)
- ・ 我が国港湾に入出港する船舶のコスト等の合理化を図るため、ベイ水先区とハーバー水先区の統合を進める。(海事局関係 別紙1「A-46」)

- ※ 公有地の拡大の推進に関する法律の見直し(土地開発公社が先買い制度により取得した長期保有土地の用途制限の緩和)(総合政策局関係 別紙1「A-1」)
- ※ 新住宅市街地開発事業の施行者から譲り受けた宅地における建築義務期間の緩和(土地・水資源局関係 別紙1「A-5」)
- ※ 自動二輪駐車場の整備促進(駐車場法における「自動車」の定義の範囲拡大)(都市・地域整備局関係 別紙1「A-7」)
- ※ 開発許可に関する事務処理の合理化(擁壁の建築確認等の省略)(住宅局関係 別紙1「A-13」)
- ※ 自家用貨物自動車の使用届出の廃止(自動車交通局関係 別紙1「A-15」)
- ※ リース事業の許可制の廃止(自動車交通局関係 別紙1「A-17」)
- ※ 我が国港湾に入出港する船舶のコスト等の合理化を図るため、水先料金制度の見直しを図る。(海事局関係 別紙1「A-46」)
- ※ 外貿埠頭公社の民営化に伴う岸壁貸付料の算出基準の廃止(港湾局関係 別紙1「A-47」)
- ※ 公有水面埋立地の用途変更、権利移転・設定に係る制限期間の短縮(港湾局関係 別紙1「A-48・49」)

- ② 対応の可否も含めて検討することとしたもの 41件(別紙2)
「対応の可否も含めて検討する」とは、安全の確保、利用者の保護等の観点から問題がないかどうか、法制面、技術面、具体的要件等について検討を行うこととしたものであり、最終的に規制の見直しを行うか否かについて現時点では判断できていないものも含まれる。

[主な例]

- ・ PFI事業のこれまでの実績等を踏まえ、更に土木施設についても、その特性を踏まえつつ、PFI事業としての適性等について検討(総合政策局関係 別紙2「B-2」)
 - ・ 不動産の購入者等に必要な情報がよりわかりやすく提供されるようにするため、増加傾向にある重要事項説明の項目の整理・合理化について検討(総合政策局関係 別紙2「B-3」)
 - ・ 観光立国推進のため、町家等を活用した宿泊に関する検討(総合政策局・総合観光政策審議官関係 別紙2「B-5」)
 - ・ 都市における水と緑のネットワークの形成を一層推進するため、都市内河川の特性を考慮した植樹帯の導入と基準類の整備、見直しについて検討。(河川局関係 別紙2「B-16」)
 - ・ ブルドーザー等の建設作業用車両等を臨時に除雪作業用に用いるための臨時運行許可についての検討(自動車交通局関係 別紙2「B-26」)
5. 規制については、絶えず見直しを行うことが必要であり、今後とも、政府全体の構造改革特区・規制改革に対する民間等からの提案を始めとする外部の方からの意見に謙虚に耳を傾けるとともに、3. の視点等を踏まえつつ、適宜適切な見直しを行っていくこととする。